

小児かかりつけ医療制度「小児かかりつけ診療料2」に関する説明書

厚生労働省は、近年の医療状況により小児科かかりつけ医療制度を推進しております。患者様が総合的に相談や受診できる『子どものホームドクター』(かかりつけ医)を作り、総合的にお子様の発育をみていく制度です。病気にかかったときの初期治療をかかりつけ医が行い、不必要に多くの医療機関にかかるのを防ぎ医療費を削減するのも目的とのことです。

当院を小児かかりつけ医として、登録・同意を頂いた患者様に対して、
小児科『ホームドクター』として下記のような診察を行います。

- ・当院を4回以上受診された、6歳未満の方が登録対象です(登録後就学した時点で、対象外となります)。対象外となった方も、時間外相談電話で相談できなくなる以外デメリットは一切ございませんので、ご安心ください。
- ・急な病気の際の診察や慢性疾患の指導管理を行います。必要に応じて専門医へ紹介致します。
- ・発達段階に応じた助言・指導などを行い、健康相談に応じます。
- ・予防接種の接種状況を確認し、接種の時期について相談致します。
- ・発達障害の疑いがある患者様に対して診療及びご家族の方からの相談、専門医への紹介を行います。
- ・不適切療養にも繋がりうる育児不安等の相談を行います。
- ・「小児かかりつけ診療料2」に同意された患者様からの電話などによる問い合わせに対応します。

・時間外相談専用電話番号()は、ご登録頂いた方専用です。登録電話番号からの着信のみの対応となります。診療時間内のお電話は、054-644-8800までお願い致します。

原則、夜間・日曜・祝祭日などは、下記の提携医療機関や小児救急電話相談室にご相談下さい。
連絡先

- ・志太榛原救急医療センター 054-644-0099 (毎日19時30分~22時・金~日は翌朝7:00まで)
- ・小児電話相談室 #8000・休日当番医 (お住まいの地域の医師会HPなどでご確認ください)・各市町村の総合病院

患者様・ご家族様へのお願いです。

- ・何かお体の不調がありましたら(骨折などの外科疾患や外傷は除きます)、当院へまずは受診ください。(もちろん強制ではありませんので、他院へも受診頂けます。)
- ・他の医療機関を受診された場合には、次回当院を受診した際にお知らせください(お薬手帳を持参下さい)。
- ・健康診断の結果や予防接種の接種状況を定期的に確認しますので、受診時に母子手帳をお持ち下さい。
- ・「小児かかりつけ診療料」は、1人の患者様につき原則1カ所の医療機関が対象となっております。他の医療機関と2重登録はできません。
- ・必ず登録された電話から番号通知して発信してください。非表示の番号や未登録の番号には防犯上の観点から対応いたしませんのでご承知おきください。また、電話番号を変更の際にはご連絡ください。
- ◎尚、乳幼児受給者証がある方は、窓口での費用負担が増えることは一切ございません。

小石川町小児科・アレルギー科・皮ふ科クリニック

☎054-644-8800